

神奈川県
保険医新聞

発行所 神奈川県保険医協会 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 (TSプラザビルディング2階)
電話045-313-2111(代表) F A X 045-313-2113 横浜中央郵便局私書箱第319号
購読料 一部300円(会員の購読料は会費に含まれています) 発行人 田中麻衣子

診療報酬改定に伴い、事務局が繁忙期となるため、下記期間中は電話による問い合わせ時間を変更いたします。

会員のみなさまへ
2026年4月1日～同年7月末日まで(予定) (現行)9:00～17:00 →(変更後)9:30～16:00

なお、診療報酬改定については当会ホームページに「診療報酬改定特設ページ」を設けています。よく寄せられるご質問や、疑義解釈などを随時掲載していきますので、ホームページも是非ご利用ください。

神奈川県保険医協会

3・25国会行動

自民党厚労委2名と懇談

供給不足への迅速対応も言及

3月25日、協会は国会行動を実施した。田辺理事長・藤田理事が参加し、今回初懇談となる丸尾南都子・丸田康一郎両議員(衆・自民)へいざい厚労委員)を含め、4名の議員に要請を行った。

議員は「早めに手を打っていかねばならない」とし、今国会での緊急対策が必要との見解を示した。

精神科存続に危機感 畑野君枝議員

要請内容は次の通り。▽診療所の経営改善、▽「OTC類似薬」負担追加(薬価の25%)の中止、▽高額療養費制度の月額負担上限額を引き上げないこと、▽資格確認書の全被保険者への交付、▽診療報酬の消費税「一損税」解消のために抜本的な対策を講じること、▽原油不足に伴い医療用資材の供給が滞らないよう対策を講じることの6点。

厚労委員会での追及を求めた。丸尾議員は「今後の委員会でも機会が得られれば、ぜひ質問したい」とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)での法務アドバイザーとしての経験を踏まえ、徐々に見識を広げていきたいとの前向きな姿勢を見せた。

医療現場の訴えが有効

丸田康一郎議員

丸田康一郎議員(衆・自民)との懇談では消費税率「増税」の問題について、病院団体の声明を例に、診療報酬での補填分が100%ではないことを説明した。丸田議員は協会の要請を受け止めた上で、「役人はロジカルに論戦してくるが、こういう患者さんが困る」という具体例で訴えかける

医療用資材の供給不足に危機感 笠浩史議員

笠浩史議員

笠浩史議員(衆・中道)との懇談では、原油不足により医療用資材の供給に影響が出始めていることについて、昨今の薬剤供給不足に追い打ちをかける事態であると訴えた。田辺理事長はキシロカイン注射液が注文から3カ月経って納品されたとの実例を挙げた。笠

中東情勢悪化の供給不安

衆院予算委で緊急財政支援の提案も

「直ちに供給滞ることはない」

中東情勢の悪化に伴う医療物資の供給不安を踏まえ、政府は対応を進めている。医療用手袋や透析回路、注射器など石油製品が原料となる製品の供給が、長期的に見ると滞る恐れがあるからだと「直ちに供給が滞ることはない」として、政府は冷静な対応を呼び掛けている。厚労省と経産省は3月31日、「中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部」を設置。国民の命と健康に密接に関わる物資について、最優先で取り組む方向性を確認した。赤澤経産相は現在必要量は足りているとの認識を示した上で、長期化を見据えた機動的な対応は不可欠とした。4月2日には厚労省が、医療物資等の供給に関する情報提供窓口を設置した。流通や取引状況に影響が及んだ場合に備えた激な価格変動に対応できる診療報酬制度の検討など、厚労省に1カーから医療機関に至るまで求めた。

「中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部」を設置。国民の命と健康に密接に関わる物資について、最優先で取り組む方向性を確認した。赤澤経産相は現在必要量は足りているとの認識を示した上で、長期化を見据えた機動的な対応は不可欠とした。4月2日には厚労省が、医療物資等の供給に関する情報提供窓口を設置した。流通や取引状況に影響が及んだ場合に備えた激な価格変動に対応できる診療報酬制度の検討など、厚労省に1カーから医療機関に至るまで求めた。



医療物資等の供給情報提供窓口

杏林往来

2026年度が始まった。2025年は団塊の世代が後期高齢者になる年。地域包括ケアのシステムが十分に機能するものになるように、懸命に事業展開をした医療・介護事業所の経営者が多くいたであろう。行政もまたしかり、自治体に地域包括ケア課ができたところもあった。神奈川県の高齢化率も26.7%まで上がり、高齢者救急や人生会議にまつわる報道・話題が増えた。これからは2040年の地域共生社会を目指して、新たな地域医療構想が提起される。しかし、医療・介護事業もその経営者をとりまく環境も大変な厳しさを抱えることになっている。エッセンシャルワーカーやケア労働者といわれる従業員への十分な賃上げができず、他産業との格差に悩む経営者たち、賃金格差が人手不足に追い打ちをかけ、事業を縮小せざるを得ない経営者たち。今年は桜が咲くのが早い、春爛漫に浮かれた気分にならない人も多いだろう。住民すべてが安心して年を重ねられる、住みやすい街だと思えるまちづくりに精を出し、地域医療と職員の暮らしを守ろうとする経営者たちは地域になくてはならない人たちだ。一人一人の力は小さいが、知恵をかり、力を合せて、現状打開を模索する仲間とともに前進したい。そして政治や社会への訴えも行っていく。保険医協会でありたいと思う。平和と暮らしを守りきる年になりますように。(梨木)

歯科個別指導問題要請書 厚生局神奈川県事務所に追加回答

「立会者へ、発言は要請時にするよう伝えた」

協会が昨年12月に厚労省・関東信越厚生局・同神奈川県事務所に提出した要請書への追加回答が3月23日に電話で寄せられた。

要請内容は「①指導医(技官)が被指導者に対して高圧的な指導を実施している」、「②立会者が指導

会場内を巡回して指導医の官のよう振る舞う」、「③個別指導を受ける被指導者の情報が漏洩している」等に對して厳正なる対処。対応を求めたもの。今回は「②・③についての回答となる(要請項目①については今年1月9日に同神奈川県

事務所から当会へ回答が寄せられている(3月5日号参照)。

要請項目②に対しては、「今年の1月以降、毎回個別指導前に立会者へ『こちら(同事務所)から要請があった時に発言してください』と伝えている」と回答。

要請項目③については、一部の立会者が突然指導に割り込み、時には着席し、あたかも指導医のよう振る舞い、さらに威圧的な発言見下すような発言、不躰な発言がなされているとの報告が歯科会より複数寄せられていた。医療指導監査業務等実施要領(指導編)の「学識経験者の立

要請項目③に対しては、「立会者において、立会者の意見を述べた機会を与えなければならぬが、(中略)行政側からの要請がなされる限り発言することはできない」となっている。しかし、前述のように神奈川の歯科個別指導会場においては立会者が発言を求められないにもかかわらず指導に割り込むことが常態化しており、帯同した当会顧問弁護士からも複数の報告が寄せられていた。

要請項目③については、指導通知が届いた被指導者へ指導を実施する厚生局以外の人物から連絡が入り、指導結果をちらつかせた歯科医師会への入会勧奨を受けるといった事例が当会会員から寄せられていた。

要請項目③については、指導通知が届いた被指導者へ指導を実施する厚生局以外の人物から連絡が入り、指導結果をちらつかせた歯科医師会への入会勧奨を受けるといった事例が当会会員から寄せられていた。

2026年実施予定 雇用関連法の主な変更点

近年、雇用を巡る法制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化の進行、働き方の多様化、ハラスメント問題などを背景に、雇い主に求められる責任は年々増大しています。2026年中に予定されている雇用関連の法改正のうち、特に実務への影響が大きい4点について紹介します。

これまで高齢者雇用を巡っては、定年延長や継続雇用制度といった「雇用の継続」に重点が置かれてきました。今後は、高齢者雇用について「雇用を継続しているか」だけでなく、「安全に働ける環境を整えているか」が問われるようになります。

3.子ども・子育て支援金制度の創設と医療機関への影響【4月～5月】

少子化が急速に進行する中、子育て支援を社会全体で支える名目で、社会保険負担増となる子ども・子育て支援金制度が導入されます。子育て支援施策の安定的な財源確保を目的とし、医療保険に上乗せする形で支援金を徴収する制度となっています。

既に導入されている「子ども・子育て拠出金」とは、名称は似ていますが異なる制度です。子ども・子育て「拠出金」は全額事業主負担となりますが、子ども・子育て「支援金」は健保組合等の被用者保険に加入している場合、従業員と事業主で原則折半します。2026年度の料率は標準報酬月額0.23%であり、4月分保険料(5月給与)から拠出することになるため、予め従業員に周知するとともに、給与計算の際には注意が必要です。

4.カスタマーハラスメント防止義務化【10月予定】

2026年10月にカスタマーハラスメント防止が義務化される予定です。2025年4月に東京都では既に条例として制定されていますが、国としても法制化され、事業主に対応が求められます。

これまで、ハラスメント対策といえば、セクハラ・パワハラなど「職場内」で発生する問題が中心でしたが、顧客からの暴言や人格否定、長時間に及ぶ執拗なクレーム、土下座要求や過剰な謝罪の強要といった行為により、従業員が精神的に追い込まれ休職・退職してしまう事例が多く見られるようになりました。医療機関においても、いわゆるペイシェントハラスメントが大きく問題視されています。こうした外部からの加害行為についても、労働者の安全と健康を守るという観点から、事業主にも一定の環境整備等を求める流れとなっています。

対応内容としては、

- ・カスハラに対する基本方針の明文化
- ・相談窓口や報告体制の整備
- ・発生時の対応手順の策定
- ・従業員向けの教育・研修

等が求められます。

義務化までに患者からの「どこまでが正当なクレームで、どこからがハラスメント行為なのか」を医療機関として明確にし、従業員が安心して業務に専念できる環境を整えることが必要です。

■まとめ

直近の雇用関連の制度変更は、扶養認定における必要書類の変更、高齢者に対する安全配慮、子ども・子育て支援金制度への対応、カスタマーハラスメントへの組織的対応と多岐にわたります。日常診療で忙しい中ではありますが、人材獲得競争が激しくなる中で、今後の雇用管理においては、法令遵守を出発点として、従業員一人ひとりの働き方や生活に目を向けた丁寧な対応が求められます。

※東京保険医新聞2026年3月5日号より転載(一部編集)

東京電力福島第一原発事故から15年を迎えた3月11日、原子力規制委員会の山中伸介委員長は、中部電力による浜岡原発の基準地震動データの捏造など原発を抱える電力会社の不祥事が相次いでいることを受け、「安全やセキュリティに対する取り組みが劣化しているのではないか」と懸念を示した。果たして、このような中部電力に連転主体としての適格性はあるのか。

原子力規制委員会もまた、実際には原発推進の

主張

原発運営、適格性を問う

た。そもそも規制委は原発の安全を証明するのではなく、新規制基準に合致したかどうかを審査する組織だとされる。では一体、誰が原発の安全性

福島原発事故の被害補償は、浜岡原発立地の静岡

は、放射性物質の3分の2が東方の海上に流れ

役割を果たしているのではないか。規制委は既存原発の再点検は行わないという実質的な黙認をし、内部通報がなければ不正を見抜けていなかった。責任を持つのか。こうした中で避難者の訴えに対し、最高裁は事実上、福島原発事故の責任は国にないとする論理を打ち出した。下級審も

担当課長と昨年懇談した際も、原発のアラートや異常を軽微なものでも異常が即時把握できる仕組みを構築するよう提案したが、実行する気はないような返答であった。神奈川県は浜岡原発事故時の二次避難先であり、事故時に放射性物質が神奈川県方面にどの程度流れるかのシミュレーションは重要であるが、それすらしない方針であった。東電福島第一原発事故では、放射性物質の3分の2が東方の海上に流れ

1.扶養認定における労働条件通知書の提出義務化【4月改定】

2026年4月1日以降、健康保険の被扶養者認定において、労働条件通知書等の労働契約の内容が分かる書類を添付することが、原則として求められるようになります。また、認定対象者に給与収入以外の収入(事業収入等)が無い場合、「給与収入のみである」旨の申立てが必要になります。働き方が多様化する中で、従来の収入見込みの申告を中心とした扶養認定では、実態把握が困難になってきたことが背景にあります。

元々、労働条件通知書は、労働契約の成立時に事業主が労働者に対して書面で交付することが労働基準法で義務付けられています(労働基準法第15条)。今回の改正により、配偶者の扶養に入っている短時間勤務の従業員が多い医療機関では、労働条件通知書の交付が今まで以上に重要になります。労働条件通知書が交付されていても、

- ・所定労働時間や賞与・諸手当の有無の記載が曖昧
- ・実態と異なる条件が記載されている

といった場合は、年間の収入見込みが判断できず、被扶養者として認められない、認定に時間がかかるといったトラブルの原因となりかねません。労働条件通知書の確実な交付および記載内容の整備が、これまで以上に求められます。

2.高年齢労働者の労災防止対策の義務化【4月改定】

2026年4月1日以降、労働安全衛生法の改正に伴い、高年齢労働者(60歳以上)の安全と健康確保のための労災防止措置が、事業者の努力義務として法制化されます。少子高齢化が進行する中、高齢者が医療現場で活躍する場面は着実に増えています。しかし、加齢に伴い転倒リスクの増加、反応速度や筋力の低下等は避けられません。

労働契約法第5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と定めています。

今後はこの一般的な安全配慮義務に加えて、高齢者の健康や体力の状況に応じた具体的な配慮内容がより強く求められるようになります。

具体的には、

- ・身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善
- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直し

等が求められます。現時点で事業主に求められるのは努力義務ですが、万一事故や労災等が発生した場合、「高齢であることを考慮していなかった」という点そのものが、行政や裁判所の判断に影響を与える可能性もあります。

相模原支部研究会 「自院の強み」 伝わる工夫で採用へ

相模原支部は3月26日、支部研究会をユニコムプラザさがみはらとWEB併用で開催した。テーマを「2026年医療業界の採用最前線―人材不足時代の採用・定着・組織づくり―」として株式会社Dental Happyの野崎卓朗氏が講演し、14名が参加した。



講師の野崎氏

氏は現在を売り手市場の「求職者が就職先をジャッジする時代」だとし、面接の重要性に触れた。求職者が入社したいと思える「自院の強み」が伝わる施設見学や体験、WEBサイトの運用を通じ、効果的に面接へ繋げる必要があると強調した。また、「採用に至るまでの公式」として、「インプレッション数×クリック率×応募率×訪問率×採用率=採用数」を示し、自院のイメージ画像を含めた魅力的なWEB広告づくりや、「求める人材が閲覧する媒体・WEBサービスは何か?」の検討―等、採用戦略についても事例を交え詳説。参加者からの切実な悩みにも回答した。

なお、本研究会はアーカイブ配信を行っているため、詳しくは協会ホームページ内の「KANAOI TV」をご覧ください。

活動報告

福島原発かながわ訴訟の現状と今後の課題

最高裁不当決定を受けて

今年1月、福島原発かながわ訴訟に対して最高裁は、福島原発事故の国の賠償責任を否定した。果たして、本当に国の責任はないと言えるのだろうか。長年にわたる訴訟のあゆみと、事故から15年経った今、医療者に伝えたいメッセージを、福島原発被害者支援かながわ弁護団・事務局長の黒澤知弘弁護士にご寄稿いただいた。

1. かながわ一陣訴訟の12年にわたる取り組み

福島原発かながわ訴訟は、原告数は61世帯174名、福島県等から神奈川県4名となっていました。一番の横浜地裁では、原子的な勝利を勝ち取りました。

2. 実質的審理を放棄した不当な最高裁決定

この時期は、全国でも多くの事実、証拠を無視したもので、牽強付会と言わざるを得ないもので、三浦上告していました。



2026年1月22日、最高裁判所第一小法廷(安原亮介裁判長)は、原告らの上告を棄却し、上告受理申立てを受理しないと決定を下し、国の法的責任を否定した高裁判決が確定しました。この決定は、原告らが提起した「貞観地震・津波」に関する重要争点について、何ら理由を示さずともなく「門前払い」として棄却したものであります。

3. 第二陣訴訟における今後の展望と国の責任追及

一陣訴訟においては不当な決定が下されましたが、現在、2021年に提起した「かながわ第二陣訴訟」が東京高裁に係属中です。

4. 皆様へのお願い

原発事故から15年が経過し、世間では風化が著しく、賠償は打ち切りの一途を辿り、早期の自立が強いられ



福島原発被害者支援かながわ弁護団 事務局長・弁護士 黒澤 知弘

守判事の反対意見こそが説得力をもったものでした。この最高裁判決によって、全国の同種訴訟の判決の流れが変わり、一転して国の責任を否定する判決が続くようになりました。

かながわ第一陣訴訟の控訴審である東京高裁も、この流れに沿って、2024年1月に一審判決を覆し、国の責任を否定したため、原告らは「貞観地震・津波」に関する知見の高まり等を論拠としつつ、最高裁へと上告していました。

第二陣訴訟の控訴審でも引き続き二陣訴訟と同様の論点を掲げつつ、高裁にごまかしのない判決をさせるための工夫を行っています。また、他の弁護団が提起しているような、米原子力規制委員会(NRC)がテロ対策として導入した「B.5.b」対策(シビリアンアクセント対策)を国が適切に導入しなかった不作為を問うなど、新たな争点の設定も視野に入れたが、引き続き国の法的責任を厳しく追及していく方針です。

ていますが、被害者の方々には、これを取り戻すことは容易ではありません。放射線被曝による健康影響の懸念も含め、原発事故の被害対応には世代を超えた長期のフアンで取り組む必要があります。

神奈川の医療者の皆様には、国と東京電力によって引き起こされた事故の責任の所在を明確に認識していただくとともに、今なお被害が進行中であることを深くご理解いただきたいと思えます。そして、社会の風化に歯止めをかけ、ふるさとを奪われ見えない不安と闘い続ける被害者の方々に、長期にわたる心身のケアや温かい支援を継続してまいりますよう、心よりお願い申し上げます。

医療費相談室のご案内
 TEL 045-313-2225
 相談無料
 次回の相談日
5月20日(水)午後2時~5時
医療ソーシャルワーカーが相談に応じます
 治療費や保険証のことでお困りの患者さんがおられましたら、お気軽にご連絡ください。
 ※通話料がかかります。
 事前予約も承ります。地域医療対策部へご連絡ください (TEL 045-313-2111)

無料動画配信を協会HP「いい医療ドットコム」にて行っています(右QRコード)。ぜひご視聴ください！
*下記は一例です。一部コンテンツの視聴には会員限定のパスワードが必要です。ご存じでない方は TEL 045-313-2111 まで。



【スタッフセミナー】
 カルテ開示の対応
 講師：馬車道法律事務所 弁護士 小賀坂 徹氏
 ※当日の配布資料は協会ホームページよりご覧いただけます。

【医療問題研究会】
 知ろう、ともに考えよう、social choiceとしての医療
 講師：日本医師会 総合政策研究機構 主席研究員 森井 大一氏

【臨床懇話会】
 胃内視鏡検査の診方—誰も理解できる写真の撮り方と胃癌早期発見のために—
 講師：上大岡TMクリニック 院長 高橋 徹也氏

【歯科臨床研究会】
 どうやって下顎総義歯を落ち着かせる？
 一下顎総義歯の安定のために必要なデンチャースペース義歯の理論と実際—
 講師：つなかわ歯科医院 綱川 周平氏

【医療情報講演会】
 医療DXの義務的推進の問題とオン質義務不存在訴訟の重要性
 講師：オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟原告団事務局長 東京保険医協会 理事 医療法人社団いつき会 ハートクリニック 院長 佐藤 一樹氏

歯科

新規個別指導座談会

準備は少しずつ

「早め」が肝要

歯科保険診療対策部では、開業後1年ほど経過した先生方が必ず受ける新規個別指導に備えるため、学習会形式の「新規指定医講習会」や、指導前の個別相談に応じる「新規個別指導相談会」等を開催。会員が自信を持って指導を受けることができる取り組みを行っている。今回、新規個別指導を無事に終えた会員の協力のもと、指導の体験談をお話いただいたので紹介する(座長：歯科保険診療対策部員)。

開業直後からできる「事前」準備

【座長】まず「新規個別指導を受けるにあたり準備対応したこと」について教えてください。
【A先生】私は開業当初から、CAD/CAM冠のトレーサビリティやシールや歯科技工指示書など、新規個別指導に必要な資料は不備がないよう、早めの準備を心がけてきました。また、カルテはいわゆる「SOAP」(S：主訴へ主観的情報、O：診断へ客観的情報、



から助言され、開業当初から少しずつ準備しました。また、開業後に早い段階で協会から連絡をいただき、きめ細かな資料提供や助言をしてもらいました。
【座長】先輩や友人等からの助言を参考にされたようですね。協会には電話でも相談いただくこと

広範にわたる指摘事項
簡単なミス防止も重要

【座長】それでは、「指摘事項とその後の対応」について伺います。当日、患者10名分のカルテを持参しますが、どのような患者が指定されましたか。
【A先生】私は自由診療やSPTに移行した患者、ブリッジを新製・装着した患者、再初診となった小児の患者、義歯を修理した患者などが指定されました。
【座長】B先生はいかがですか。
【B先生】私は義歯新製や歯冠修復した患者がほぼ半数で、他には歯周病の患者が複数指定されました。

【座長】私も協会の新規個別指導相談に協力しましたが、金パラの铸造鉤の請求ミス(金パラで

ができますので、ぜひ活用いただきたいですね。
続けて、「新規個別指導当日の流れと雰囲気」について伺います。まず、当日指導会場に行き、指導の席につくまでの流れを教えてください。
【A先生】私は集合時間の10分前に到着し、控室で待機しました。その後、時間になったら名前を呼ばれ、指導会場へ移動しました。会場にはテーブルが2つあり、パーテーションで区切られていました。会場には指導医と事務官

が待機していて、持参物を机の上に広げて着席後、自己紹介から始まりました。事務官は歯科技工指示書等の持参した資料を点検し、指導医は指導項目と思われる資料を手元に置き、それに目を通しながら指導を進めました。また、指導が始まると立会人が私のところに来て、突然やや強い口調で指導してきました。指導医は終始声を荒らげることなく淡々と指導を進めましたが、立会人からは「これはPなのか」、「このデンタルは根尖まできちんと写っていないのでは」など細かく指摘され、非常に重い空気がしました。私は予定時間まで指導が続きましたが、隣のテーブルでは早めに指導が終わったようです。最後に講評が行われましたが、私は10分ほど控室で待つてから呼ばれました。
【座長】B先生はいかがでしょうか。
【B先生】私は15分前に会場へ到着しましたが、控室には他に3名

は、この他にも訪問診療の患者は比較的点数が高く、指導対象に指定されやすい印象を受けます。
【座長】確かに訪問診療の患者だと色々な治療を行っていることが多いので、指導も注目しやすいかもしれませんね。
さて、新規個別指導で指摘された内容を伺いましたが、もう少し詳しく教えてくださいませんか。
【A先生】私が指摘されたのは、まず歯管算定時のカルテ記載です。カルテに記載した患者への説明内容の要点のうち一部の患者で口腔機能の状態の記載漏れのほか、長期管理加算の初回算定時の記載漏れが指摘されました。また、歯科技工指示書でクラスPの部位が間違っていた点や、ブリッジの補算定時は歯槽骨の吸収の程度に加え、顎堤の吸収の程度も記載が必要と指摘されました。さらに、歯周病患者(P1・P2・P3)

の先生が待機していました。時間になったら名前を呼ばれ、別室に案内されて指導が始まりました。他の3名の先生も同じ部屋でした。まず指導医から持参した資料を机の上に並べるよう指示がありました。私への指導内容はもっぱらカルテの記載方法で、SOAPに沿っているかが問われました。指導医から「なぜこの治療をしたのか」、「治療が次の段階に進んだ時は、前回のどのような治療結果にもとづいて治療を進めたか」などの指摘があり、不十分な点は細かく指導されました。一方、私の後方で指導を受けていた先生は強く叱責され、立会人を含む6〜7名に囲まれており、私も非常に緊張しました。立会人は当初私の様子も見に来ましたが、すぐに後方の先生にかかりつきになりました。私への指導は40分程度で終わり、それほど厳しい指摘はありませんでした。

【座長】主に事務的なミスへの指摘が多かったようですね。B先生はいかがですか。
【B先生】署名に関する指摘のほか、歯周病基本検査実施時にフランクコントロールのパーセンテージが大人でも出てくる設定になっていますが、0%のままカルテに記載されているのはおかしいと指摘されました。それが不要なら二重線で消すか、削除するよう指導されました。
【座長】ありがとうございます。当日の指摘事項について、事務局はどうですか。
【事務局】カルテはいざという時に自分の身を守る側面もあるのでSOAPに沿ったカルテ記載を指導するのはもともとして、どこまで詳細に記載すべきか非常に難しいと思います。
【座長】SOAPに沿ったカルテ記載は重要ですが、どこまで徹底するかは本当に難しいですね。

【座長】次に、「新規個別指導を受けるにあたり保険医協会をどう活用したか」を教えてください。
【A先生】私は開業して半年以上経過してから協会に入会しました。入会後すぐ連絡をくれた協会事務局に非常にお世話になりました。不明点があればすぐ相談できたので、私にとって欠かせない存在でした。さらに、新規個別指導の1週間前に開催された新規個別

指導直前の相談会
相談医から後押しも

保険医協会は、診療報酬算定やレセプト査定等の質問に、電話でお答えします！(TEL 045・313・2111)
*診療報酬改定前後はお電話が混み合う場合がございます。
(一)承知おきください。

先述の協会事務局から連絡をもらい、背中を押してもらったことで吹っ切れて指導に臨むことができました。
【座長】ありがとうございます。事務局のきめ細かなサポートも役立ったようですね。協会の新規個別指導相談会ではこの間、新規個別指導直前の先生方からの相談に応じてきた相談医が対応します。また、学習会形式の新規指定医講習会(年5回開催)も先生方のサポートに一役買ってまいります。
【事務局】やはりできるだけ早い時期からの準備が肝要ですね。また、1人で準備するのは難しく、新規個別指導相談会などで第三者である相談医の意見を聞くのも有効ではないでしょうか。
【座長】それは最後に、「新規個別指導を受けるにあたり協会に求めること」はありますか。
【A先生】私は当初、新規指導がどういふもので、どう準備すべきかわからなかったため、相談できる機会や講習会などはこれから新規個別指導を受ける先生方の力になると思います。
【B先生】私たちのものには膨大な量の案内が届きます。新規個別指導関連のお知らせが見落とされたいよう、確実に情報を届けていただきたいです。
【座長】ありがとうございます。今回いただいた貴重な意見を今後の活動に活かしてまいります。本日はありがとうございました。
*個別指導の通知が届きましたら、協会にご相談ください。
(TEL 045・313・2111)
1. また、今回の新規指定医講習会は7月を予定しています。

【座長】ありがとうございます。当日の指摘事項について、事務局はどうですか。
【事務局】カルテはいざという時に自分の身を守る側面もあるのでSOAPに沿ったカルテ記載を指導するのはもともとして、どこまで詳細に記載すべきか非常に難しいと思います。
【座長】SOAPに沿ったカルテ記載は重要ですが、どこまで徹底するかは本当に難しいですね。

江戸城西の丸

相模原市中央区 小沼 博

今回は江戸城です。2回に分けてご紹介いたします。それでは、桜田門から入ります。家康が来るまでここは河口で、土橋は海の直前で川を堰き止めたダムとなります。左右の水面の高さに注目ください。ここから左側の方に高石垣がないのは、城の西は天子様に向く方向だからです。



最後に、唐破風と千鳥破風の美しい富士見櫓の写真を撮りましょう。因みに高麗門も唐破風も日本独自の建築様式です。

(今回は江戸城本丸)

組織の大義と個の正義

横浜市金沢区 千葉 英子

医療と報道を軸に、医療界の不正に切り込む新聞記者と医大理事という二人の女性、互いの信念と正義をかけて対峙する社会派サスペンス。様々な「対決」が描かれているこの作品は、現代社会、組織、自分の中の葛藤を抱える全ての人の心に問いかける。作者の月村氏は、重厚なテーマ、圧倒的なスピード感で極限状態における人間ドラマを描く能力に定評がある。人物の細かな心理的・

社会的背景の描出が、立体感を与えている。ある私立医大での入試の採点過程で女子受験生の点数を意図的に下げていると噂を耳にした新聞記者が、独自の調査を始め、医大の理事に目をつける。巧みに追及をかわす理事に對して、真実を探ろうと記者は粘り強く核心へと迫っていき、仕事に対する意識の高さゆえに働く女性として数々の理不尽と闘い、受け流す術を身につけてきた二



『対決』(文庫版) 著者: 月村 了衛 光文社、2026年2月、924円(税込)



ある。その描き込みも単なる善悪ではなく、現代社会が抱える揺らぎを孕んだ構造的矛盾を浮かび上がらせる。そして社会の中の組織という構造が、個人を摩耗させ、変質させるのだ。記者がスクープを掴んで世に出すことの功名心とその責任の狭間で揺れ動き、更なる緊張感を与えている。様々な立場の人物や状況が展開された後には、思考の余白が残る。現代社会において、医療人として、また一人の人間として、日々直面する数々の「対決」において、正義とは何か、自分を曲げずにまっすぐ生きていく気高さを意識づけさせる一冊であろう。本書はNHKでドラマ化され本年4月から放送されることである。

3月度研究会

臨床懇話会 事後抄録

『胃内視鏡検査の診方』

―誰もが理解できる写真の撮り方と胃癌早期発見のために―

高橋 徹也氏

研究部は3月14日、臨床懇話会「胃内視鏡検査の診方」誰もが理解できる写真の撮り方と胃癌早期発見のために」を協会会議室・WEB併用で開催。講師は高橋徹也氏(上天岡TMクリニック院長)が務め、80名が参加した。事後抄録を掲載する。



高橋氏

へ撮影されている写真が良く、特に噴門部は十分に内視鏡写真である。画像に近接して観察すること、見る人に撮影者のメッセージが伝わるように写真を撮ることが大切で、良い写真を撮ることは見逃しの少ない検査につながる。胃内全体を網羅的に観察するためには、胃がんの早期発見のためにまず内視鏡的にピロリ菌感染の有無を判断することが必要である。胃体下部から胃角部にRACが観察できれば未感染、びまん性発赤を認めれば現感染、また除菌後には特徴的な地図すこを述べた。

漢方研究会

呼吸器疾患における漢方治療のメリット

新井 信氏

研究部は3月17日、協会会議室とWEB併用で新漢方研究会「呼吸器感染症に使える漢方薬」を開催し、66名が参加した。講師は、聖マリアンナ医科大学・東海大学医学部 客員教授の新井信氏が務めた。

分自身で体験できることがある」と紹介。また、呼吸器疾患に対する西洋薬の治療では、複数の薬剤を併用することが多いが、漢方では一剤で、しかも一、二服が勝負で、証を見極め、コアになる症状を治していくと解説。これにより自然治癒過程をサポートし、症状に苦しんで社会活動が制限される期間を短縮できること、医療経済的にも漢方治療は優れていることを述べた。



新井氏

さらに、身体的所見や検査所見により病気の原因を調べて細菌やウイルスの除去を主とする西洋医学に對して、漢方は伝統医学的アプローチにより主に聴取した自覚症状、闘病反応を治すことである。この「病邪」の概念で風邪の八割は説明できる漢方についても言及した。

協会行事予定

4月19日～4月27日

4月19日(日)
1日わかる税務労務セ
ミナー13時
4月20日(月)
政策部会19時30分
4月21日(火)
総務部会19時30分
4月22日(水)
新聞編集会議19時

4月23日(木)
19時
第16回理事会19時30分
4月25日(土)
統計セミナー18時
4月27日(月)
新聞編集会議19時

歯科医療安全対策講習会
4月19日～4月27日

各支部総会のご案内

*主な議題は2025年度活動報告案、26年度活動方針案等
です(お問合せ:各支部045-313-2111)。
*議事は会員のみ対象です。記念講演は医療機関スタッフ、
ご家族もご参加いただけます。

県史支部

とき 5月7日(木) 午後7時10分
ところ 海老名市文化会館(122大会議室)
◇記念講演(現地のみ) 午後7時30分
テーマ
「糖尿病診療の医科・歯科連携
—如何にして連携体制を構築するか—」
講師 かなもり内科 院長 金森 晃氏
定員 30名

湘南支部

とき 5月12日(火) 午後7時15分
ところ 藤沢商工会館ミナパーク
(503会議室)
◇記念講演(現地のみ) 午後7時30分
テーマ
「《道》でたどる藤沢宿の変遷」
講師 藤澤浮世絵館 学芸員 細井 守氏
定員 30名程度

横浜支部

とき 5月12日(火) 午後7時30分
ところ 協公会議室
◇記念講演(現地のみ) 午後8時
テーマ
「神奈川県海岸線全歩いてごみ
拾い。そこで見えてきた神奈川県と
横浜市のあらたなる問題点」
講師 NPO法人海の森・山の森事務局 理事長
冒険写真家 豊田 直之氏
定員 50名

相模原支部

とき 5月13日(水) 午後7時50分
ところ 小田急ホテルセンチュリー相模大野
◇記念講演(WEB併用) 午後8時15分
テーマ
「医療者が知っておきたいPFASの話」
講師 さがみ生協眼科内科 牛山 元美氏
内科部長
小田急ホテルセンチュリー相模大野・定員20名
WEB参加:下記QRコード
もしくは協会HP
よりお申込み



横須賀支部

とき 5月19日(火) 午後7時20分
ところ 横須賀産業交流プラザ(第2研修室)
◇記念講演(WEB併用) 午後7時30分
テーマ
「医療DXで今後どうなる!?
医療機関が知っておきたいこと」
講師 神奈川県保険医協会 事務局長 勝亦 琢磨氏
横須賀産業交流プラザ・定員20名
WEB参加:下記QRコード
もしくは協会HP
よりお申込み



鎌倉支部

とき 5月22日(金) 午後7時
ところ 鎌倉生涯学習センター(第3集会室)
◇記念講演(WEB併用) 午後7時30分
テーマ
「転倒・腰痛対策による安全な職場
づくりを目指した運動の理論と実践」
講師 株式会社ハイクラス代表取締役
神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員 位高 駿夫氏
鎌倉生涯学習センター・定員15名
WEB参加:下記QRコード
もしくは協会HP
よりお申込み



川崎支部

とき 5月25日(月) 午後7時10分
ところ 川崎市医師会館(3Fホール)
◇記念講演(現地のみ) 午後7時30分
テーマ
「やさしく学ぶ、こころの漢方」
講師 かえるメンタルクリニック 院長 陶山 亨氏

神奈川県保険医協会

検索

WEB参加の申込みは、協会HP「いい医療ドットコム」のイベントカレンダーからできます。「神奈川県保険医協会」で検索を!

※研究会に会場参加の際は、マスク着用・手指の消毒等の感染症対策にご協力ください。また発熱症状等がある場合は参加をお控えください。 ※必ず事前にお申込みください。

※新型コロナウイルス感染拡大や天災等により、急遽開催形式を変更または中止させていただく場合がございます。その場合は当会HP「いい医療ドットコム」にて適宜お知らせします。予めご承知お祈りします。 ※協会行事においては、その模様を写真撮影し、記事とともに機関紙に掲載することがありますので予めご了承ください。

研究会案内

4月29日(水・祝)午前10時～

ランニング同好会
多摩川リレーマラソン
ランニング同好会では各種駅伝大会に会員の先生方や従業員の方々と出場しています。今回は4月29日(祝・水)に開催される多摩川リレーマラソンに出場することになりました。そこで会員の先生方、従業員・ご家族の方で駅伝に参加していただける方を募集します。
集場所 JR川崎駅中央改札「時計台」前
ところ 川崎市幸区古市場グラウンド(神奈川県側)
大会名 「第6回多摩川リレーマラソン」
参加対象 会員(医療機関スタッフ・ご家族も可)
※1周約1.3キロのコースを周回。それぞれの希望に応じて周回数を決めていきます。
※ゆっくりのジョギングでも大丈夫です。
※駅伝参加費は協会が負担します。当日の交通費・飲食費等は各自負担ください。
※ご参加の先生には、1週間程度前に「最終のご案内」をFAXで送付いたします。直前になってもご案内が届かない場合は、恐れ入りますが担当・園田までご連絡ください。
お申込み ランニング同好会

5月2日(土)午後6時～

臨床懇話会
クリニック外来に
おける心電図
—第2弾「不整脈」—
講師 協同ふじさきクリニック 桑島 政臣氏
所長
参加対象 会員(医療機関スタッフ・ご家族も可)
参加方法 ①か②いずれか
①協公会議室・定員120名
②WEB参加:下記QRコード
もしくは協会HP
よりお申込み
※日医生涯教育講座CC(43動悸)1単位
【医籍番号の入力について(下記「重要」参照)】
お申込み 研究部



5月8日(金)午後7時30分～

医療政策研究室
政策講演会
「少子高齢化で社会保障は破綻する」、「社会保険料のせいで手取りが増えない」、「医療費は予防で抑制できる」、「終末期の医療費は過大だ」—など、これらは事実立脚しない言説、デマです。しかし、これらは社会「通念」として広がっており、いま、医療・社会保障への正しい理解を促めることが重要です。今回は社会保障の教育推進に関する検討会座長や社会保障審議会、社会保障国民会議等の委員を歴任し、再分配政策と灌漑施設としての社会保障の役割を説く経済学者の権丈善一教授にご講演いただきます。
ところ 協公会議室・WEB併用
テーマ 「2億円をドブに捨てますか? —社会保障を少し知れば、得もするし楽に生きていけるのに—」
講師 慶應義塾大学商学部 教授 権丈 善一氏
参加方法 ①か②いずれか
①協公会議室
②WEB参加:下記QRコード
もしくは協会HP
よりお申込み
お申込み 医療政策研究室



会場参加のお申込み・お問合せは、協会事務局(Tel:045-313-2111)までご連絡ください